

## 福祉車両貸出実施要綱

浅口市社会福祉協議会

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浅口市社会福祉協議会が所有する福祉車両の貸出の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人浅口市社会福祉協議会とする。

### (利用目的)

第3条 福祉車両は、次の各号に掲げる場合に貸出するものとする。

- (1) 福祉向上のための各種事業・研修会・スポーツ・旅行(ドライブ)・ショッピング等を行う場合。
- (2) その他会長が特に必要と認めた場合。

### (利用対象者)

第4条 福祉車両の貸出を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 浅口市社会福祉協議会が認める社会福祉団体、ボランティア団体。
- (2) 浅口市内の社会福祉施設。
- (3) その他会長が特に必要と認めたもの。

### (利用日数)

第5条 福祉車両の利用日数は、原則として4日間とする。ただし、会長が特に認めた場合は日数を延長することができる。

### (利用の手続)

第6条 福祉車両の利用予約受付は、利用日の3カ月前から行うものとする。

- 2 福祉車両を利用しようとする者は、「福祉車両利用申込書」(様式第1号)に利用者名簿を添付して利用日の10日前までに提出するものとする。
- 3 会長は、福祉車両の利用の承認をした場合は、「福祉車両利用承認書」(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

### (利用責任者の責務)

第7条 利用責任者は、福祉車両を善良な管理者としての注意をもって管理し、使用については運行上の安全及び交通事故防止のため最大限の注意を払うものとする。

- 2 利用責任者は、福祉車両の利用にあたっては、法令、規則並びにこの要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 3 利用責任者は、福祉車両を第3条に規定する利用目的以外の用途に使用し、又は営利を目的とした利用をしてはならない。
- 4 利用責任者は、福祉車両の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 5 利用責任者は、貸し出しを受けている期間中に、福祉車両を損傷し、又は交通事故が発生した場合は、すみやかに浅口市社会福祉協議会に報告しその指示に従うものとする。
- 6 福祉車両使用後は、利用責任者が責任をもって必ず車両の内外を清掃して返すこととする。

#### (損害賠償)

- 第8条 利用責任者は、福祉車両の利用又は、保管に生じたすべての損害を賠償するものとする。ただし、浅口市社会福祉協議会が加入している保険を利用することを妨げないものとする。
- 2 前項の損害について、浅口市社会福祉協議会が保険金額を越えて、これを賠償したとき又は保険適用を受けられなかった場合は、利用責任者がこれを補填しなければならない。
  - 3 利用責任者は、福祉車両の利用又は保管により第三者に損害を与えたときは、責任をもって示談交渉を行うものとする。
  - 4 利用責任者及び同乗者（浅口市社会福祉協議会ボランティア運転手を除く）は、福祉車両の利用中において身体に障害を受けた場合は、浅口市社会福祉協議会加入の保険により支払われる補償額をもって補償とし、浅口市社会福祉協議会へは一切異議は申し述べないものとする。

#### (福祉車両の運転)

- 第9条 福祉車両の運転は、利用責任者が道路交通法に規定する要件を満たすものを選定して行うものとする。
- 2 利用責任者は、交通事故等の発生防止のため運転助手並びに必要な介助者を確保し、添乗させるものとする。

#### (仕業点検)

- 第10条 福祉車両を運転しようとする者は、道路運送車両法の規定により仕業点検を利用期間中1日1回その運行の開始前に実施するものとする。（道路運送車両法第47条）
- 2 前項の規定により仕業点検を実施し、その結果を車両チェックリストに記入しておくものとする。

#### (利用責任者の負担)

- 第11条 福祉車両の利用責任者は無料とする。ただし、利用責任者は次に掲げるものを負担するものとする。
- (1) 福祉車両の運行に要する燃料

利用者は、使用后燃料を使用前の状態に給油するものとする。

- (2) 福祉車両の運行に生じた故障の修理費、その他の補修費  
(ただし、浅口市社会福祉協議会の責めに帰する場合を除く。)
- (3) その他福祉車両の運行に必要な経費

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。